

富士見町告示第 157 号

町 道 の 路 線 の 供 用 廃 止 に 関 す る 告 示

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり町道の路線の供用廃止をする。

その関係図面は、この告示の日から令和 7 年 10 月 19 日まで富士見町役場建設課において、一般の縦覧に供する。

令和 7 年 10 月 3 日

富士見町長 渡 辺 葉

番号	路線名	供用廃止の区間	供用廃止の日
1	町道 1591 号線	富士見 5154-14 ～ 富士見 5839-1	令和 7 年 10 月 3 日